

## 西海道における武具の生産・運用体制と鞠智城

五十嵐 基善

### はじめに

天智二年（六六三）、倭国は百濟復興のための軍事行動を起こすが、白村江敗戦に集約されるように大敗を喫する。この出来事により、倭国は唐・新羅の侵攻を現実的な脅威として認識し、天智朝には対外防衛のための体制が構築された。特に、西日本の各地に古代山城が築城されたことが注目され、緊急時に籠城する軍事施設が設置されることになった。しかし、古代山城の大部分は八世紀初期までに廃城とされ、天智朝に構築された防衛体制は維持されず、短期間で解体されることになった。

こうした状況の中で、大野城（福岡県太宰府市・大野城市・宇美町）・基肄城（佐賀県基山町・福岡県筑紫野市）・鞠智城（熊本県山鹿市・菊池市）は、長期間にわたり維持されたことが知られている。大野城・基肄城の存続理由は、水城（福岡県太宰府市・大野城市・春日市）とともに、大宰府を防衛する機能があつたからと考えることができる。しかし、鞠智城の存続理由については明確ではなく、長期的な展開・機能を解明することは重要な課題である。そこで、本研究の目的を提示するため、基本的な論点を整理しておく。

### （一）維持された古代山城の機能

大野城・基肄城・鞠智城が存続した時期、西海道は対外防衛問題・

対隼人問題に対応する必要があつた。しかし、対外防衛問題は長期化したものの、白村江敗戦に匹敵する脅威はなく、全体的には形式化・形骸化が進んだ。一方、対隼人問題には軍事行動が伴つたが、八世紀中期には軍事的緊張は解消傾向にあり、長期化しなかつた点に特徴を求めることができる。そのため、維持された古代山城は、長期的にみると籠城する状況には直面せず、本質的に持つていた籠城機能は希薄になつていつたと考えられる。

そこで注目されるのは、維持された古代山城は緊急事態に備えつつ、長期的には倉庫施設として機能したとする見解である（石松二〇〇七）。この見解は、発掘成果による倉庫・炭化米の検出、文献史料にみえる膨大な米穀の様相から導き出されている。しかし、米穀は軍事的には軍糧（兵糧）として機能するが、軍糧にしては膨大過ぎるとの推算がなされている（向井一〇一〇）。そのため、こうした膨大な米穀を大宰府の独自財源として理解し、広く地域支配を行なう機能に求める見解が提示されている（赤司二〇一五）。

鞠智城の場合、発掘成果を整理した『鞠智城跡II—鞠智城跡第八（三三次調査報告）』によると、建物跡の様相から五期の変遷があり、七世紀第3四半期から十世紀第3四半期に存続したことが指摘されている。鞠智城の機能としては、七世紀後期に軍事施設として築城されたが、八世紀後期には米穀の備蓄施設に変化した可能性を

提示する（熊本県教育委員会二〇一二a）。さらに、八世紀代には外郭線・貯水池の機能低下が進み、籠城機能を維持する意識の希薄化が確認されている（矢野二〇一四・能登原二〇一四）。

このように、鞠智城を長期的に分析する際に、軍事機能だけに着目することは妥当性を欠く。佐藤信氏が指摘するように、時代によつて機能の重点を移しながら、軍事的・財政的・行政的にわたる多様な機能を想定する必要がある（佐藤二〇一四）。ただし、鞠智城の長期的な展開・機能を明確にする際、起点となる軍事機能が変化していった過程・要因は、分析しなくてはならない論点として重要であろう。本研究では、鞠智城の軍事機能を分析対象とし、長期的な観点から考察を加えることとする。

## （二）鞠智城の軍事機能

鞠智城の軍事機能は、軍事的な緊急事態において発揮され、籠城機能と兵站機能が想定される。平成二十六年度の鞠智城跡「特別研究」において、筆者は研究課題「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」を設定した（以下、「前稿」とする）。籠城機能については、大規模な軍事行動が発生しなかつたこと、沿岸防衛に重心を移す体制の導入により、希薄化していったことを指摘した。また、九世紀代の新羅海賊問題は、内陸部までの侵攻を伴わなかつたため、鞠智城の籠城機能が復活する作用はなかつたとする見解を提示した。

次に、軍事物資を供給する兵站機能は、軍事支援を必要とする状況において発揮される。鞠智城は高い生産力を持つ菊鹿盆地に位置し、米穀の効率的な備蓄が可能であつたとする見解が提示される（佐藤二〇一〇・木村二〇一〇）。この指摘をふまえ、倉庫施設

機能が指摘されている（熊本県教育委員会二〇一二a）。各時期の具体的な時期は、次のように提示されており、長期間にわたり存続していたことが確認できる。なお、鞠智城跡の発掘成果による見解は、断らない限り同書からの引用とする。

〔第一期〕七世紀第3四半期 ～ 七世紀第4四半期  
〔第二期〕七世紀末 ～ 八世紀第1四半期前半  
〔第三期〕八世紀第1四半期後半 ～ 八世紀第3四半期  
〔第四期〕八世紀第4四半期 ～ 九世紀第3四半期  
〔第五期〕九世紀第4四半期 ～ 十世紀第3四半期

鞠智城の築城記事は確認できないが、白村江敗戦後に築城されたと考えられる（二）。各時期の機能について、「第一期」～「第三期」は軍事施設に求められており、古代山城としての性格を保有していると評価されている。しかし、「第三期」には礎石建物（小型礎石）が登場するが、出土土器がほぼ皆無であることから、城内での活動の低下が想定されている。そして、「第四期」には礎石建物（大型礎石）に変化し、建物機能の向上が認められている。「第四期」・「第五期」の機能としては、食糧の備蓄施設であつたとする見解が提示されている。これらの点をふまえ、文献史料と発掘成果から兵庫の様相をみていく。

## （二）文献史料からみた鞠智城の兵庫

鞠智城の兵庫については、文献史料から確認できることから、早い段階から注目されてきている。明和九年（一七七二）、熊本藩士

に変化した段階においても、軍糧の供給能力を持つていたことを想定した。ただし、兵站能力を発揮する状況はなく、元慶の乱における不動穀の支給事例をふまえ、その機能は脱落ではなく潜在化していたことを提示した。

鞠智城内の施設については、米穀を収蔵する倉庫群に注目が集まっている。しかし、九世紀代の文献史料をみると、兵庫（武器庫）が置かれていた記事が確認できる。すなわち、鞠智城には築城当初から兵庫が存在し、武具の収蔵が意識されていたことが想定される。本研究では、鞠智城と武具の関係を分析し、長期的な展開・機能の再検討を試みる。また、武具の用語は、防具・武器・兵器・指揮具・野営具などの総称として使用する。この他、八・九世紀を総称する場合、律令制下の用語を使用する。

### 一・鞠智城の兵庫について

鞠智城に籠城機能・兵站機能を想定する場合、緊急事態に備えて軍事物資を収蔵しておくことは不可欠となる。この軍事物資は、軍糧となる米穀だけではなく、兵員・部隊に配備する武具が重要となる。鞠智城の兵庫をめぐっては、古くから注目されていているが、収蔵の様相など十分に検討されてはいない。本章では、鞠智城の変遷を提示した上で、文献史料と発掘成果から確認できる兵庫の性格を整理し、基礎的な論点を提示することを目的とする。

#### （一）発掘成果からみた鞠智城の変遷

発掘成果を整理した『鞠智城跡II—鞠智城跡第八～三三次調査報告』には、建物跡の様相を根拠とする五期の変遷、各時期の性格・

の森本一瑞は『肥後国誌』の中で、文献史料から兵庫・不動倉の存在を確認し、鞠智城の防御機能・備蓄機能に言及している。また、鞠智城の兵庫に鼓が置かれていた記事があり、武具である指揮具が置かれていたことが注目されてきている。ここでは、文献史料にみえる兵庫の整理を行なう。

【史料1】『日本文德天皇実錄』天安二年（八五八）閏二月丙辰条  
肥後国言、「菊池城院兵庫鼓自鳴。」  
又鳴。

【史料2】『日本文德天皇実錄』天安二年（八五八）閏二月丁巳条  
又鳴。

#### 【史料3】『日本文德天皇実錄』天安二年（八五八）六月己酉条

大宰府言、「去五月一日、大風暴雨、官舍悉破、青苗朽失。九国二嶋尽被損傷。又肥後国菊池城院兵庫鼓自鳴。同城不動倉

十一字火。」

#### 【史料4】『日本三代実錄』元慶三年（八七九）三月十六日条

豊前国八幡大菩薩宮前殿東一神功皇后御前庭、無レ故破裂、成

「九十片」。破裂之時、其鳴如「犢細声」。又肥後国菊池郡城院

兵庫戸自鳴。

これらの史料（四件）は、いずれも兵庫が鳴動した記事であり、兵乱・凶事が起こる前兆として理解されている。鞠智城の変遷に当てはめると、おおむね「第四期」に相当しており、米穀の備蓄施設

を主たる機能としていた時期である。しかし、文献史料の記事をふまえると、武具が満載されていたかどうかは別として、九世紀代に兵庫の存在を認めなければならない。この点は、菊池城院【史料1・3】・菊池郡城院【史料4】の表記から、軍事施設としての意識が読み取れることとも無関係ではない。

問題となるのは、築城当初から鞠智城に兵庫が置かれていたのかどうかである。軍事機能が低下している九世紀において、兵庫が確認できることをふまえると、築城当初から設置されていていたと考えるのが穩当であろう。ただし、鞠智城の性格・機能には変化があるため、兵庫に対する評価は時期ごとに分析する必要がある。いずれにしても、文献史料から理解できる事項は、築城当初から兵庫が設置され、建物を建て替える中で放棄されなかつた点に集約される。次に、鞠智城跡の発掘成果から兵庫の存在をみていく。

### (三) 発掘成果からみた鞍智城の兵庫

鞆智城跡の発掘成果によると現在までは全時期の遺物として七二棟が検出されている。歴史公園鞆智城では、史跡の整備が進められており、八角形鼓樓・兵舎・米倉・板倉が復元されている。鞆智城歴史公園・温故創生館のホームページをみると、板倉は武器庫であることが記されている。板倉は長者山東側裾部に位置する五号建物跡（第1図）に相当し、茅葺の掘立総柱建物として復元されている。発掘成果からみると、「第Ⅰ期」・「第Ⅱ期」の建物として位置付けられている。

の五九号建物跡（総柱礎石建物）は、「第Ⅳ期」に存在したことなどが指摘されている。また、五九号建物跡の下層には、六五号建物跡（総柱礎石建物）が検出されており、「第Ⅲ期」の存在が指摘されている。両建物跡には開口部を伴う周溝が存在し、特殊な性格を持つてゐる。ことが想定される。

また先述した第一回鞠智城跡保存整備検討委員会では、高床は武器庫に適していないことが指摘されている。低床となる建物は側柱建物であり、鞠智城跡では掘立側柱建物が全時期を通して検出されている<sup>(1)</sup>。兵庫が低床の掘立側柱建物であつた場合、該当する建物の中に兵庫があつた可能性がある。いずれにしても、発掘成果から兵庫の位置・規模・棟数は明確にすることはできない。文献史料の記載をふまえると、築城当初から九世紀代にかけて、城内のどこかに兵庫が置かれていたと指摘するのが限度である。

以上の点をふまえ、次章以降の分析内容を提示する。鞠智城の性格・機能は、時期による変化が想定されるため、兵庫も連動することは言うまでもない。この点を明確にするためには、鞠智城の機能を分析する必要があり、前稿の成果をふまえて再検討する（第二章）。鞠智城の機能を検討した後、西海道の武具生産との関係を分析する（第三・四章）。

## 二、鞠智城の機能に関する再検討

鞠智城跡の発掘成果が提示しているように、鞠智城は軍事施設として築城されたが、八世紀後期には倉庫施設に変化したことが想定される。武具の収蔵については、資史料的制約により明確にできず、鞠智城の機能との関係から想定することが求められる。前稿では、

## (一) 鞍智城の築城目的

鞠智城の軍事機能として、籠城機能を想定して考察を加えた。しかし、本研究を進める中で、鞠智城の軍事機能は兵站機能のみで理解できると考えるに至った。本章では、鞠智城の機能について検討を加え、武具収蔵を考えるための論点を析出する。

このように、五号建物跡を兵庫とする積極的な根拠はない。

次に、鞠智城跡出土の武具としては、長者原Ⅲ区の五九号建物跡周辺（第1図）から、片丸造りの長頸鎌片（一点）が出土している。同地点からは武器ではないが、刀子片（三点）も出土している。こ

米倉・武器庫として検討され  
ていたが、武器庫とする考古学  
的根拠は明確で  
はなく、高床は  
武器庫として機  
能的ではないな  
どの問題点が提  
示されている。  
考古学的には米  
倉とするのが妥  
当であるが、兵  
舎（一六号建物  
跡）（第1図）  
との関係から武  
器庫とすること  
も可能であり、  
最終的には武器  
庫と限定しない



第1図 鞠智城跡軍事関係建物

総合的に把握されている見解として評価できる。鞠智城が存続していた時期、対外防衛問題・対隼人問題に対応する必要があつたが、常に機能を發揮し続けていたのかは検討を要する。また、鞠智城がどのように関与していたのかについても明確にしなければならない。そもそも、鞠智城は白村江敗戦を契機として築城され、対外防衛問題との関係を想定しなければならない。【見解1】有明海の防衛

が注目されるが、鞠智城から有明海は直接視認できないこと、干満の差が大きい有明海の航行上の制約から、否定的な見解が提示されている（木村二〇一四）。有明海を防衛する場合、屋嶋城跡（香川県高松市）にみられるように、敵軍の発見・牽制を可能とする立地が有効である。熊本県域の場合、島原湾の開口部をはじめ、金峰山（熊本県熊本市）などが適所であろう。筑後平野には古代山城が確認できるが、有明海防衛が目的だったとすると、防衛意識は熊本県域にまで及んでいないことになる。

次に、【見解2】大宰府の支援については、「豊穣なる肥後の物資・兵器を蓄へ大宰府の非常に備へる」と記されており、鞠智城に期待された機能であると考えられる。鞠智城の位置する菊鹿盆地は、古墳時代から生産力の高い地域であり、米穀を効率的に貯蓄することが可能である。米穀は多様な用途に使用されるが、軍事的には軍糧として機能することになり、武具と並んで重要な物資となる。鞠智城の築城目的とは、唐・新羅の侵攻に対応するため、菊鹿盆地の生産力を兵站機能に編成する点にあつたと考えられる。ただし、鞠智城は外郭線を持つため、緊急時には籠城することは可能である。この点にも留意しておく必要がある。

なお、鞠智城は大野城・基肄城と比べて、標高の低さが問題とされることがある。しかし、鞠智城よりも標高が低い古代山城として、鹿毛馬城（福岡県飯塚市）・唐原城（福岡県上毛町）・おつば山城（佐賀県武雄市）・永納山城（愛媛県西条市・今治市）などが挙げられる。古代山城は地形・機能などを総合的に把握し、多様性のある構造・形態を想定しなければならない。鞠智城は兵站機能を発揮させるため設置され、生産力の高い菊鹿盆地に築城され、収蔵・出給に適し

た米原台地が選ばれたものと考えられる。白村江敗戦後、大宰府方面への侵攻が意識され、緊急時には各地から軍事支援が行なわれるうことになる。菊鹿盆地に兵站機能が構築されたのは、他地域にみられない高い生産力を有していたことを意味しているだろう。詳しくは後述するが、鞠智城は米穀の収蔵を中心としており、大量の武具収蔵を想定することはできない。

## （二）八世紀前半における鞠智城の運用

白村江敗戦後、唐・新羅の侵攻は発生することではなく、軍事的緊張は次第に緩和していく。大部分の古代山城が廢城とされる中で、鞠智城の兵站機能は維持される。对外防衛問題の特徴として、形式化しつつも長期間にわたり意識された点が挙げられる。そのため、機能が重視されていたことを意味する。その一方で、八世紀に入ると対隼人の軍事行動が発生し、鞠智城は全くの無関係ではいられないかった。問題となるのは、築城時に想定されていなかつた問題に対し、どのように関与したのかという点である。

上記の【見解3】隼人支配の拠点には、「九州南部に幡居して叛服常なき熊襲族に對して重鎮とした」と記されている。しかし、鞠智城と隼人に対する前線は離れており、直接的な拠点として機能したとは考え難い（木村二〇一四）。鞠智城が保有する兵站機能は、当然のことながら南九州に対しても発揮できる。軍事行動を効率的に進めるためには、軍事力の集中投入が必要となり、鞠智城収蔵の物資は出給されたと考えられる。特に、養老四年（七二〇）の軍事行動は、大規模かつ長期化したため、鞠智城は無関係ではなかつた

### （三）鞠智城「第Ⅲ期」の性格

鞠智城の展開・機能を考える上で、「第Ⅲ期」（八世紀第1四半期後半～八世紀第3四半期）の評価は重要となってくる。小型礎石による礎石建物が出現し、先行する大宰府政庁Ⅱ期の建物形式が導入されたと考えられている。礎石建物による機能強化・長期運用が図られ、兵站機能の維持・強化を読み取ることができる。しかし、出土土器がほぼ皆無であるため、城内の活動は最小限に止まることも確認されている。この頃、対隼人問題も沈静化に向かっており、鞠智城が兵站機能を発揮する状況はなく、大規模な活動は必要としていない。後述するように、对外防衛の意識も形骸化しており、鞠智城は必要最低限の人員で運用されていたと考えられる。

この「第Ⅲ期」の開始時期について、大高広和氏は発掘成果との時期差に留意した上で、天平期の節度使体制との関係を想定している（大高二〇一三）。天平四年（七三三）～六年（七三四）、对外防衛体制の再編を目的として、総合的な軍事力の整備が図られている。この節度使体制では、沿岸防衛に重心を置いた体制が整備され、以後も对外防衛の基本方針とされている。そのため、鞠智城の兵站機能を強化するため、耐久性の高い礎石建物を導入した可能性がある。なお、鞠智城の籠城機能は現実的に意識されていないが、沿岸防衛への移行により希薄化が進んだと考えられる。

活動低下については、天平十二年（七四〇）に発生した藤原広嗣の乱との関係が指摘されている（岡田一〇一五）。藤原広嗣の指示により、鞠智城の軍事物資は消費された公算は高く、武具も含まれていたのかもしれない。大宰府は天平十四年（七四二）に廃止、翌年には鎮西府が設置され、同十七年（七四五）に大宰府が復置され

る<sup>(六)</sup>。この間、大宰府の官物は筑前国に移管され、鞠智城は肥後国が管轄することになったと考えられる。そもそも、鞠智城は大宰府により管轄されるが、実際の運用は肥後国が主体であったと考えられる。このように、大宰府の廢止は鞠智城に影響を与え、活動低下を招いた可能性はある<sup>(七)</sup>。なお、大宰府の復置後は、鞠智城は大宰府が再び管理したと考えられる。この他、当該期の対外防衛体制も重要であると考えられる。

天平宝字三年（七五九）、博多大津・壱岐島・対馬島には、警固式に規定されるように船が配備されておらず、防衛体制が弛緩している状況が確認できる<sup>(八)</sup>。対馬島・壱岐島・大宰府を結ぶルートは、対外防衛を実施するためには重要である。しかし、軍事行動が発生しないことを要因として、弛緩が進んでいったと考えられる。鞠智城の兵站機能は、軍事行動の発生により発揮されるため、問題が顕在化することはない状況であった。対外防衛の弛緩をふまえると、計画的な米穀の収蔵も行なわれていなかつた可能性もある。節度使体制の目的は、長期的な防衛力の維持であった。しかし、藤原広嗣の乱による影響も受けたが、長期的には対外防衛の弛緩を背景として、鞠智城の機能・活動は縮小していくことと考えられる。

#### （四）鞠智城の倉庫施設化

発掘成果によると、「第Ⅳ期」（八世紀第4四半期～九世紀第3四半期）・「第Ⅴ期」（九世紀第4四半期～十世紀第3四半期）には、鞠智城の機能が再開する。大型礎石による礎石建物が確認でき、倉庫施設としての機能が強化される。この建て替えの背景は不明だが、「第Ⅲ期」の建物群・倉庫群が老朽化していたことが想定される。

しかし、鞠智城の兵站機能は完全に喪失したわけではない。鞠智城に米穀が収蔵されている以上、緊急時には兵站機能として発揮されることになる。逆にいうと、兵站機能が意識されている段階でも、行政的な目的で米穀を供出することは可能である。九世紀代には新羅海賊が広範囲で活動し、肥後国では寛平五年（八九三）に襲撃事件が発生している<sup>(九)</sup>。新羅海賊問題は深刻な問題として認識されたが、大規模な軍事行動には発展する傾向はない。そのため、鞠智城が兵站機能を発揮する状況はなく、軍事機能は潜在化していたと考えることができる<sup>(一〇)</sup>。

また、「第Ⅳ期」・「第Ⅴ期」の鞠智城について、前稿では菊池郡の倉庫に転用された可能性に言及した<sup>(一一)</sup>。しかし、「第Ⅳ期」に鞠智城の機能が再開することは、大宰府の強い要請があつたことが想定され、鞠智城の管理主体は大宰府であり続けたと考えられる。その目的は、軍事機能を期待したものではなく、地域行政に必要な米穀の収蔵にあつたと考えられる。そもそも、対外防衛体制が弛緩する中で、鞠智城の軍事機能が意識される状況は想定できない。向井一雄氏は、公営田制を飢饉対策と設定した上で、九世紀の鞠智城も律令国家を守る「城」と表現した点は重要である（向井一〇一四）。

以上の点を整理すると、鞠智城が築城・維持された理由は、一貫して菊鹿盆地の生産力に求めることができる。鞠智城には米穀が収蔵され続けたのは、兵站機能を構築することが目的であったが、軍

事的緊張の緩和を背景として、地方行政の財源を確保する目的に転換した。しかし、九世紀代の文献史料に菊池城院・菊池郡城院と記されているように、古代山城としての意識は残されている。この点は、九世紀代にも兵庫が存在し、建物構成が倉庫のみでないことからも確認できる。鞠智城の収蔵物資は、米穀が中心であつたと考えられるものの、兵庫と武具の関係についても検討が必要となる。

### 三、西海道における武具の生産体制——天平宝字五年以前——

軍事行動を有効に進めるためには、質・量ともにすぐれた武具の保有は不可欠であり、武具を蓄積させていくことが重要となる。その基礎となるのは既存分の武具であり、新規生産分の上積みにより蓄積させていくことが求められる。また、武具には劣化・破損が伴うため、修理により数量低下を最小限に抑えることも重要となる。本章では、西海道における武具の生産・運用体制を整理し、鞠智城との関係を分析していく。

#### （一）大宰府・西海道諸国の生産体制

律令制下の武具生産は、年料器仗制による計画生産を基本とする。西海道を除く六道諸国では、靈亀元年（七一五）には施行されており、大宝律令の施行時に開始されたと考えるのが穩当である。七世紀後期の天武・持統朝には、律令体制の整備が進められ、令制国が成立することをふまると、この時期に年料器仗制の原型を想定することも可能である。しかし、西海道には天平宝字五年（七六一）に導入され、これ以前は大宰府による生産であったことが指摘されている（橋本一九九〇・松本一〇〇三-b）。

されている（津野一二〇一五a）。西海道に年料器仗制の導入が遅れるのは、白村江敗戦後に九州地方は失陥が許されず、在地有力者の内通・離反を警戒していたことに起因するだろう。武具は軍事に直結するため、筑紫大宰・大宰府により厳重に管理され、現地生産分についても抑制されていたと考えられる（一七）。

白村江敗戦後、武具の保有は重要な課題となつた。既存分の武具を基礎として、大宰府の武具生産による上積みが進められていつた。大宰府が支援に依存していないことは、武具の保有に深刻な問題はなく、計画通りに進んでいたことをうかがわせる。ただし、唐・新羅の侵攻が発生せず、武具の不足が顕在化していない状況も想定する必要がある（一八）。なお、大宰府で製作された武具は不明だが、兵員の基本装備（甲冑・大刀・弓箭具）を中心としていたことが想定される。製作された武具は、大宰府に配備するだけではなく、古代山城・管内諸国にも分配されていたと考えられる。

## （二）鞠智城と武具の関係

天平宝字五年（七六一）以前は、鞠智城の「第Ⅰ期」～「第Ⅲ期」に相当する。鞠智城の兵站機能が意識されていた時期であり、有事に備えて米穀が収蔵されていた。問題となるのは、武具も収蔵されていたのかである。鞠智城の築城背景として、菊鹿盆地の生産力との関係があるならば、武具の収蔵に重心を置いていたとは考えにくく。また、積極的な有明海防衛も想定しにくいため、武具を必要とする状況ではなかつたと考えられる。ただし、築城時から兵庫の存在が想定されるため、一定量の武具が収蔵されていた可能性がある。

鞠智城は大宰府の管轄であるため、大宰府が製作した武具が輸送

国名	軍団数	削減前	削減後
筑前国	4 団	4000人	2000人
筑後国	3 団	3000人	1500人
豊前国	2 団	2000人	1000人
豊後国	2 団	1600人	1000人
肥前国	3 团	2500人	1500人
肥後国	4 团	4000人	2000人
〔総 数〕	18 団	17100人	9000人

削減対象外の軍団兵士制は、500人規模であったことが想定され、日向国・大隅国・薩摩国では蓋然性が高く、壱岐島・対馬島・多良島では500人以下であった可能性もある

第2図 軍団兵士制縮小措置

武具の修理に必要な材料は鉄だけではないが、大規模な修理が行なわれていたとは考え難い。

なお、肥後国の軍団兵士制に関して、一九八四年に平城宮南面大垣東端地区から、「肥後国第三益城軍団養老七年兵士歴名帳」と記された題箋軸が出土し、養老七年（七二三）に益城団が置かれていたことが知られる。弘仁四年（八一三）に西海道の軍団兵士制が縮小（一三）され、肥後国は四団であつたことが分かる（第2図）。

肥後国の場合、八世紀代にも規模に変動はなかつたと考えられる。その配置として、国府所在郡の託麻郡、鞠智城のある菊池郡、題箋軸にみえる益城郡、南部の葦北郡から磨郡が考えられる（板楠一九九九）。軍

団は所在郡の名

## 四・西海道における武具の生産体制——天平宝字五年以降——

天平宝字五年（七六一）、西海道七国に年料器仗制が導入され、生産体制に変化が生じることになる。前章で整理した大宰府の生産体制を維持しつつ、西海道七国では武具の計画生産が開始された。しかし、鞠智城に武具を収蔵する意識は低く、年料器仗制との関係は想定できない。しかし、【史料1】・【史料3】に鼓がみえ、指揮具などのかどうかを考えなくてはならない。本章では、年料器仗制の様相を明確にし、鼓の性格について考えていく。



されたことが想定される。鞠智城の維持理由は、長期的には対外防衛問題との関係が強い。対外防衛は対馬島・壱岐島・大宰府方面に重心を置くため、防衛力の配備も日本海方面が重視されている。特に、対馬島・壱岐島は生産力が低いため、軍事物資は大宰府に依存しなくてはならなかつた。九世紀代には甲冑・設置型の弩が配備されており、大宰府からの輸送分が蓄積されたものと考えられる（一九）。鞠智城の武具について、当初は大宰府から輸送されていたとしても、長期的には縮小されたと考えられるだろう。

次に、鞠智城に収蔵された武具として、肥後国が製作した武具が収蔵されたことも想定される。この点も明確ではないが、熊本県域における軍事力配備の傾向から考えてみる。律令制下に武具の配備が確認できるのは、三関・城柵・古代山城を除くと、国府・郡家・軍団である（一〇）。そもそも、鞠智城には大規模な兵力は常駐せず、有事の際には肥後国が軍団を中核とする兵力を編成する。そのため、武具を必要とするのは国府・軍団となり、長期的には鞠智城に武具が蓄積された可能性は低いであろう。対外防衛体制の弛緩もふまえると、鞠智城に武具を収蔵する意識も低下していたと考えられる。

また、鞠智城に武具が収蔵されていた場合、修理による長期運用が不可欠となる。鞠智城跡からは鞆羽口・鉄滓が出土しているが、現段階では鍛冶遺構は検出されていない。西住欣一郎氏は、貯水池跡の未調査箇所に鍛冶施設を想定し、「第Ⅰ期」・「第Ⅱ期」に操業していた可能性を提示している（西住二〇一五）。ただし、現状の遺物をふまえると、大規模な鍛冶施設であつたとは考えられない。城内建物に必要な鉄釘などを製作していたのではないだろうか（二一）。

鞠智城には兵庫が確認できるため、当初は武具が収蔵されていたが、武具の収蔵に与えた影響はないと考えられる。鞠智城には兵庫が確認できるため、当初は武具が収蔵されていた可能性はあるが、長期的に蓄積がなされていつた可能性は低い。そもそも、鞠智城の目的が米穀の収蔵であるならば、期待されていたのは有事の際に軍糧を出給することである。有明海防衛の意識も低いこともふまると、大量の武具を収蔵する必要性も低い。大規模な鍛冶施設が想定できることは、修理を必要とするだけの武具が存在していなかつたことを意味しているのではないだろうか。しかし、鞠智城は施設を警備する必要があり、大刀・弓箭具などが兵庫に収蔵されていたことが想定される。すなわち、鞠智城の兵庫を長期的に評価すると、管理・運営のために機能していたと考えることができる。

### （二）鞠智城と武具の関係

天平宝字五年（七六一）以前は、鞠智城の「第Ⅰ期」～「第Ⅲ期」に相当する。鞠智城の兵站機能が意識されていた時期であり、有事に備えて米穀が収蔵されていた。問題となるのは、武具も収蔵されていたのかである。鞠智城の築城背景として、菊鹿盆地の生産力との関係があるならば、武具の収蔵に重心を置いていたとは考えにくく。また、積極的な有明海防衛も想定しにくいため、武具を必要とする状況ではなかつたと考えられる。ただし、築城時から兵庫の存在が想定されるため、一定量の武具が収蔵されていた可能性がある。

鞠智城は大宰府の管轄であるため、大宰府が製作した武具が輸送

### (一) 西海道の年料器仗制

天平宝字五年（七六一）、西海道に年料器仗制が施行され、他の六道諸国と同じく国単位での計画生産が開始される。年料器仗制は八世紀代に整備され、『延喜式』兵部省の規定に継承される（松本二〇〇三a・中村一九九五）。現存する天平期の正税帳には、年料器仗制が実行されていた記載がみえ、『延喜式』規定と一致する傾向にある（第3図）。以下、西海道の年料器仗制に関する史料を掲出する。

#### 【史料5】『続日本紀』天平宝字五年（七六一）七月甲申条

西海道巡察使武部少輔從五位下紀朝臣牛養等言、「戎器之設、諸國所レ同。今西海諸國、不レ造「年料器仗」。既曰「邊要」、當レ備「不虞」。於是、仰「筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向等國」、造「備甲・刀・弓箭」、各有レ數。毎レ年送「其様於大宰府」。」

#### 【史料6】『延喜式』兵部省

##### 諸国器仗

（対象国・製作品目・製作数量）

右毎レ年所レ造、具依「前件」。其様仗者、色別一箇附「朝集使」進之。但其伊賀・伊豆・飛騨・能登・土佐等国、不レ在「進限」。

筑前・筑後・肥前・肥後・豊前・豊後・日向等國、送「大宰府」。

府官勘校、貯「納府庫」、具錄「色目」、附「朝集使」申送。

まず、【史料5】には年料器仗制を導入することが記され、西海道は軍事的に重要な邊要であるが、年料器仗を製作していないこと

国名	甲	横刀	弓	征箭	胡籠
筑前国	4	10	20	40	40
筑後国	3	10	20	35	35
肥前国	3	10	20	35	35
肥後国	4	10	20	40	40
豊前国	2	8	15	30	30
豊後国	2	8	15	30	30
日向国	2	6	15	25	25
〔総 数〕	20	62	125	235	235
様貢進	7	7	7	7	7

大隅国・薩摩国・壱岐島・対馬島・多々良島は、財政が自立していなかったことを主要因とし、年料器仗制は導入されなかった

第4図 西海道の年料器仗制

そもそも、年料器仗制の財源は、地方行政の諸経費に充てられる正税であるため、財政に負担をかけない範囲の支出に抑えられている（山里一九九一）。最大規模となる陸奥国でも、甲「六領」・横刀「二〇口」・弓「六〇張」・征箭「六〇具」・胡籠「六〇具」に止まる（二〇）。年料器仗制の製作品目についても、兵員の基本装備（甲・大刀・弓箭・胡籠）に限定されていられる。そのため、軍事行動に必要な武具を保有することはできない。年料器仗は、年料器仗制によっては、軍事目的の米穀収蔵ではなくなるため、積極的な武具の収蔵は行なわれないとみるべきである。このように、年料器仗制による計画生産は、鞠智城に及ぼした影響はないといえる。

なお、秋田城跡出土（第七五次調査）の漆紙文書には、貞觀十四年（八七二）・同十五年（八七三）に郡が秋田城に弓箭具を貢進していることが確認できる（平川二〇〇〇）。出羽国には年料器仗制は導入されないが、秋田城は武具を保有する方法として、部分的には諸郡からの貢進に依存していたのかもしれない。秋田城と鞠智城は同列に扱えないが、鞠智城周辺の郡が小規模な貢進を行なつたことも想定される。武具の生産体制を考える際に、平時・戦時の区分だけではなく、各地域の特性などをふまえた多様性を想定しなければならない、しかし、鞠智城に特化した生産体制は存在しないと考えられる（二七）。

#### 事行動で不足する場合、臨時生産や軍事支

院【史料1・3】・菊池郡城院【史料4】と表記されていることから、

が問題とされている（二四）。その

ため、筑前国・筑後国・肥前国・肥後国・豊後国・日向国に対し、甲・刀・弓箭の製作が命じられている。また、大宰府に様（ためし）を貢進する措置は、六道諸国で採用された方式を



第3図 天平期正税帳にみえる年料器仗

国名	年	甲	横刀	弓	征箭	胡籠	鞆
尾張国	天平6年（734）	6領（6領）	鞘16口（16口）	40張（40張）	50具（50具）	50具（50具）	40勾
駿河国	天平9年（737）	3領（3領）	7口（7口）	（40張）	40具（40具）	40具（40具）	40勾
駿河国	天平10年（738）	（3領）	7口（7口）	40張（40張）	40具（40具）	40具（40具）	40勾
周防国	天平10年（738）	2領（2領）	5口（5口）	20張（20張）	20具（20具）	20具（20具）	
伊豆国	天平11年（739）	（1領）	鞘1口（3口）	（40張）	（40具）	（40具）	10口

#### （二）九世紀における兵庫と鼓の性格

鞠智城の「第IV期」・「第V期」は、米穀の収蔵は行なわれていたが、軍事目的から行政目的に転換していた。しかし、文献史料に菊池院【史料1・3】・菊池郡城院【史料4】と表記されていることから、

古代山城としての認識が維持されている。九世紀代にも兵庫が確認できることは、古代山城の建物構成が放棄されずに踏襲され、慣習的に置かれている可能性がある。現実的には、警備用の武具が収蔵されていたことが想定できる。しかし、【史料1】・【史料3】に鼓がみえることが問題となり、一般的には指揮具として理解される。

律令制国家の軍事力は、全国規模で均質化・組織化が図られ、集団戦闘を基本戦術としていた点に特徴がある（下向井一九八七）。集団戦闘で必要となるのは指揮具であり、音声情報により兵員・部隊の行動を統制する。指揮具の名称は大角・少角・鉦・鼓に区分できる。ここで注目したいのは、鼓は音を発生することから、門の閉時に鳴らされ、時刻を告げる際にも使用されることである（二八）。例えば、貞觀八年（八六六）には漏刻を修理する間、兵庫の大鼓が陰陽寮に貸与されている（二九）。この点について、鈴鹿関（三重県亀山市）の事例をみていく。

#### 【史料7】『続日本紀』天応元年（七八一）三月乙酉条

伊勢国言、「今月十六日午時、鈴鹿関西中城門大鼓、自鳴三三声。」

この【史料7】をみると、伊勢国より鈴鹿関の大鼓が鳴動したことが報告されている。「養老令」軍防令五四・置関条によると、三関には鼓吹・軍器を置くことが規定されている（二〇）。しかし、西中城門に大鼓が置かれていることに着目すると、門の開閉に使用されていたことは想定できないであろうか。朝夕に門の開閉を行なつていたのかは不明であるが、鞠智城には池ノ尾門・堀切門・深迫門が

閉などにも使用されたことも想定される。鼓は素直に理解すれば指揮具となるが、非軍事用途の選択肢を提示しておくことも必要であろう。なお、元慶三年（八七九）には兵庫戸が鳴動【史料4】しており、鼓がなくなつていてどうかがわかる。

おわりに

古代山城と武具の関係をみると、鞠智城跡出土の長頸鎌を除くと、現状では武具の出土事例は確認できていない（向井一〇一四）。延暦八年（七八九）、鈴鹿関・不破関・愛發関が廃止され、兵器・糧糒は国府に移管され、館舎は所在郡に移築されている（二一）。古代山城の大部分は短期間で廃城とされるが、三関の廃止と同様の措置を受けたと考えられる。そもそも、本質的な問題として、古代山城には武具を収蔵する意識がないことも想定される。維持された古代山城の場合、文献史料より大野城に武具の収蔵が確認できる。しかし、大野城は大宰府の倉庫施設化したため、特殊な事情を背景としており、鞠智城に武具が収蔵されていた根拠とはならない。

鞠智城には築城当初より兵庫があり、九世紀代にも城内建物として存在していた。武具の収蔵目的は別として、武具が存在していたと考えられるだろう。しかし、長期間にわたり一定規模の武具が収蔵されていたのならば、出土遺物として痕跡を残す可能性があるのではないかだろうか。この点を考えるためには、鞠智城の機能を明確にしなければならない。鞠智城の立地・機能は、菊鹿盆地の生産力を前提としており、有明海防衛・対隼人支配を主目的としたものではない。長期間にわたり維持された理由も、菊鹿盆地との関係に求められる。

ここで、九世紀の鞠智城に対する軍事意識をみていく。天長三年（八二六）、軍事力の中核であつた軍団兵士制を停止し、いわゆる選士統領制が導入される（二二）。選士とは富裕層から選抜した兵員であり、統領は選士を統轄する役割を持つ。選士は大宰府に四〇〇人、九国二島に一三三〇人が置かれ、これらの選士は統領が管轄する。九国二島の選士は平均値一二〇人であり、四番交替で勤務するため、一番あたりの平均値は三〇人となる。九国二島の統領は各四人であり、四番交替で勤務する体制である。

このように、選士統領制は大規模ではなく、番ごとの統領も一人であることから、国府の守衛を主たる任務としていたと想定される（松川一〇一）。また、大宰府の貢上染物所・作紙所・大野城などは、軍団兵士が修理を行なつたため、衛卒「二〇〇人」を置くことで管理を維持している。しかし、鞠智城に関しては何も措置が取られていない。九世紀の鞠智城は、大野城とは対照的に重要性が意識されず、運営規模も最小限に止められていたことが想定される。菊池郡から人員を差発し、警備などを行なつていたのではないだろうか。

鼓に話を戻すと、天安二年（八五八）の時期に着目すると、指揮具としての性格は弱いであろう。鼓の耐久年数は不明であるが、八世紀代に収蔵された可能性もあり、九世紀に入つてから搬入された可能性もある。いずれにしても、「第Ⅳ期」以降であれば、門の開

白村江敗戦後の軍事危機において、鞠智城に付与されたのは兵站機能であり、軍事行動を支える軍糧の出給が期待された。しかし、対外防衛体制の弛緩を背景として、鞠智城の機能・活動は縮小していくことと想定される。しかし、鞠智城は廃城とされず、地域行政の財源確保のための施設として再生される。対外防衛問題が緩和傾向にあるため、軍事機能を求めていたとは考えられない。ただし、状況によっては軍糧出給も可能である点は重要である。鞠智城の機能とは、菊鹿盆地の生産力をどのように運用するのかに要点がある。当初は軍事目的であったが、次第に行政目的に重点を移していくといえるだろう。

武具との関係については、鞠智城が米穀の収蔵を目的としていたため、積極的な蓄積は意識されていないと考えられる。ただし、「第Ⅰ期」・「第Ⅱ期」には、軍事的緊張があるため、ある程度の武具が収蔵されたことは想定しなくてはならない。兵庫が維持され続ける点は、古代山城としての意識が維持され、慣習的に置かれていた可能性がある。現実的には施設警備用の武具が置かれていたのかもしれない。また、鼓の存在に関しては、門の開閉などの非軍事用途の選択肢も設定することが必要である。また、鞠智城に特化した武具の生産体制がみえず、大規模な鍛冶施設が想定できないこともふまえるからといって、武具が満載であることは意味しない。

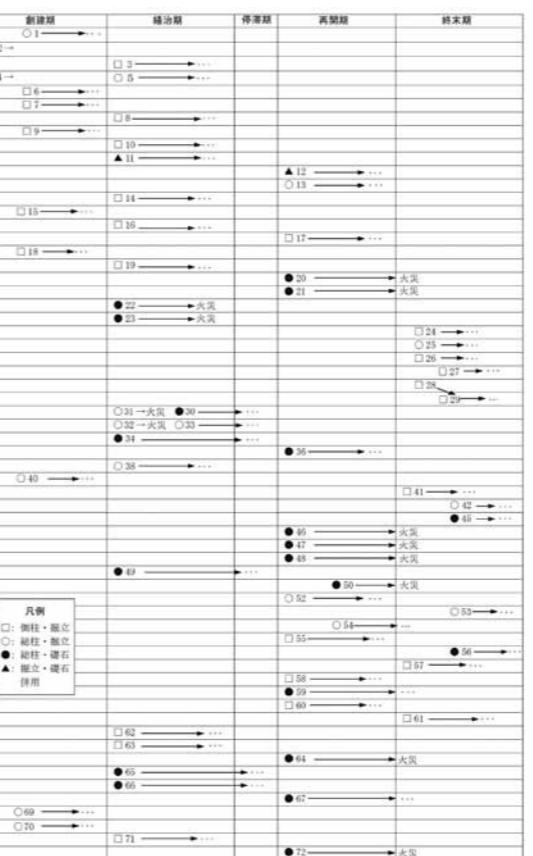
このように、鞠智城が維持された目的は、菊鹿盆地の生産力を軍事的利用・行政的利用する点にあつた。鞠智城が当初担っていた兵站機能は、軍事行動を支える上で重要な要素である。対外防衛では発揮されなかつたため、文献史料に記載されることはなかつた。し

かし、国家存亡の危機に直面する中で、鞠智城は極めて重要な役割を果たしていたのである。機能再開後の鞠智城も、地域行政を維持する上で重要であったと考えられる。鞠智城は目に見えない形ではあるが、国家防衛・地域行政を支えていたのである。鞠智城の姿を追うと、菊鹿盆地が極めて重要な地域であつたことが浮かび上がるのである。

(四)『続日本紀』文武二年(六九八)五月甲申条「令<sup>三</sup>大宰府繕<sup>一</sup>治大野・基肆・鞠智<sup>二</sup>城<sup>一</sup>」。

(一)鞠智城の築城は、白村江敗戦前にさかのぼる見解も提示されている(木崎二〇一四・岡田二〇一五など)。

(二)側柱掘立建物は□で表記されている(熊本県教育委員会二〇一二a・四四一頁)。



(三)『続日本紀』天平宝字五年(七六一)十一月丁酉条「正四位下吉備朝臣貢備為<sup>一</sup>西海道使<sup>二</sup>。從五位上多治比真人土作・佐伯宿祢美濃麻呂為<sup>一</sup>副<sup>二</sup>。判官四人。錄事四人。筑前・筑後・肥後・豊前・豊後・日向・大隅・薩摩等八国、檢定船一百廿一隻・兵士一万三千五百人・子弟六十二人・水手四千九百廿人」(西海道節度使のみ掲出)。

(四)『続日本紀』文武二年(六九八)五月甲申条「令<sup>三</sup>大宰府繕<sup>一</sup>治大野・基肆・鞠智<sup>二</sup>城<sup>一</sup>」。

(五)天智朝の对外防衛政策は、天武・持統朝には継承されず、国家体制の整備方法をめぐる断絶があつたことが指摘されている(井上二〇一二)。

(六)『続日本紀』天平十四年(七四二)正月辛亥条「廢<sup>一</sup>大宰府<sup>二</sup>。遣<sup>一</sup>右大弁從四位下朝臣飯麻呂等四人<sup>二</sup>、以<sup>一</sup>廢府官物付<sup>二</sup>筑前国司<sup>一</sup>」、『続日本紀』天平十五年(七四三)十二月辛卯条「始置<sup>一</sup>筑紫鎮西府<sup>二</sup>。以<sup>一</sup>從四位下石川朝臣加美<sup>二</sup>為<sup>一</sup>大式<sup>二</sup>」。從五位上多治比真人牛養・外從五位下朝臣加美<sup>2</sup>為<sup>1</sup>將軍<sup>2</sup>。外從五位下大伴宿祢百世<sup>2</sup>為<sup>1</sup>副將軍<sup>2</sup>。判官一人。主典二人」、『続日本紀』天平十七年(七四五)六月辛卯条「復<sup>一</sup>置大宰府<sup>2</sup>。以<sup>1</sup>從四位下石川朝臣加美<sup>2</sup>為<sup>1</sup>大式<sup>2</sup>」。從五位上多治比真人牛養・外從五位下大伴宿祢三中並為<sup>2</sup>少式<sup>1</sup>」。

(七)岡田茂弘氏は、鞠智城と隼人の関係を重視する姿勢を取り、鞠智城は大宰府の復置後には南九州の経営拠点として復活せず、積極的な運営が放棄されたことを指摘する(岡田二〇一五)。

(八)『続日本紀』天平宝字三年(七五九)三月庚寅条「大宰府言、府官所<sup>レ</sup>見、方有<sup>二</sup>不<sup>レ</sup>安者四<sup>一</sup>。拠<sup>一</sup>警固式<sup>2</sup>、於<sup>一</sup>博多大津及<sup>2</sup>壱岐・對馬等要害之處<sup>1</sup>、可<sup>レ</sup>置船一百隻以上<sup>2</sup>、以備<sup>一</sup>不<sup>レ</sup>虞<sup>2</sup>。而今无<sup>レ</sup>船<sup>レ</sup>可用、交闊<sup>一</sup>機要<sup>2</sup>。不安<sup>一</sup>也」。

(後略)

(九)『日本紀略』寛平五年(八九三)閏五月三日条「大宰府飛駅使來<sup>レ</sup>、新羅賊於<sup>一</sup>肥後國飽田郡<sup>2</sup>、燒<sup>一</sup>亡人宅<sup>2</sup>。又於<sup>一</sup>肥前國松浦郡<sup>2</sup>逃<sup>レ</sup>去。即賜<sup>レ</sup>勅

符<sup>一</sup>、令<sup>2</sup>追討<sup>1</sup>之<sup>2</sup>。」

(一〇)鞠智城には不動倉【史料3】があり、元慶の乱での不動穀の支給事例から、鞠智城は軍事機能を發揮することができたと考えられる(五十嵐二〇一五)。

(一一)『日本三代実録』貞觀十七年(八七五)六月二十日条に「大宰府言、大鳥<sup>一</sup>集<sup>2</sup>肥後國玉名郡倉上<sup>1</sup>、向<sup>レ</sup>西鳴。群鳥數百<sup>2</sup>、噬<sup>一</sup>拔菊池郡倉金葺草<sup>2</sup>。」とみえ、鞠智城に関連する記事として使用されることがある。

(一二)大宰府が整備される段階(第I期・第II期)、大宰府政府周辺官衙の工房群では、官衙建設を主体としつつ、兵器生産も行なわれていた(小嶋二〇一四b)。

(一三)林陸朗・鈴木靖民編『復元天平諸国正税帳』(現代思潮社、一九八五年、一五七・一五八頁)

(一四)『日本書紀』天武十四年(六八五)十一月甲辰条「筑紫大宰請<sup>レ</sup>儲用物

一。純一百疋・絲一百斤・布三百端・庸布四百疋・鉄一万斤・箭竹一千疋送<sup>レ</sup>下於筑紫<sup>2</sup>。」

(一五)弓の支援に関する記事は、いずれも『続日本紀』にみえる。大宝二年(七〇一)二月己未条「歌斐国獻<sup>レ</sup>梓弓五百張<sup>2</sup>、以充<sup>1</sup>大宰府<sup>2</sup>。」、大宝二年(七〇一)三月甲午条「信濃國獻<sup>レ</sup>梓弓一千廿張<sup>2</sup>、以充<sup>1</sup>大宰府<sup>2</sup>。」、慶雲元年(七〇四)四月庚午条「以<sup>1</sup>信濃國<sup>2</sup>獻<sup>レ</sup>弓一千四百張<sup>2</sup>充<sup>1</sup>大宰府<sup>2</sup>。」、靈龜二年(七一六)五月癸卯条「弓五千三百七十四張充<sup>1</sup>大宰府<sup>2</sup>。」となる。

靈龜二年の措置は支援国が記されていないが、その数量をふまえると広範囲の地域であったと考えられる。また、大宝二年には梓弓が輸送されており、儀礼用であった可能性も指摘されている(津野二〇一五b)。

(一六)古代の主力武器は弓(岡安二〇〇八)であり、破損しやすい消耗品であるため、大量に必要としたことが想定される。また、白村江敗戦後の兵

器保有の初期段階で、鉄鎌は一定量が確保されていたことが指摘されている(小嶋二〇一四a)。

(一七)天平期の節度使体制では、西海道節度使は西海道全域を所管したと考えられ、武具の修理が指示されている(『続日本紀』天平四年八月壬辰条)。

修理能力は生産技術を前提とするため、西海道諸国は生産能力を有していたことが想定される。また、天平六年(七三四)の「出雲国計会帳」には、山陰道節度使の下で武具生産が行なわれ、西海道節度使でも実施された可能性がある。この他、天平宝字五年(七六一)十一月、新羅征討を実施するため節度使が任命され、軍団兵士による武具生産が行なわれている(『続日本紀』天平宝字五年十一月丁酉条)。西海道の年料器仗制は同年七月に導入されるため、生産能力が短期間で構築されたとは考え難い。これらの点は(松本二〇〇三b)で述べられている。

(一八)対蝦夷問題では軍事行動が発生し、八世紀後期の「三十八年戦争」期には、大規模兵力が投入されることになった。陸奥国・出羽国は、軍事行動を支える軍糧をはじめ、武具の支援を必要とした。しかし、大量保有が困難であった甲冑が中心であり、他の武具は現地で保有されていたと考えられる(五十嵐二〇一四a)。軍事行動の時期・規模・性格の違いはあるが、西海道とは異なる様相をみせることは注目される。

(一九)『類聚三代格』貞觀十二年(八七〇)正月十五日太政官符には、壱岐島に甲は配備されているが胄・手纏が伴つてないため、大宰府に各二〇〇枚の製作を要請している。『類聚三代格』承和五年(八三八)七月二十五日太政官符には、設置型の弩が壱岐島に一〇〇脚あることがみえる。なお、『日本三代実録』貞觀十二年(八七〇)三月十六日条には、対馬島が保佑衣一〇〇〇領・納糧帶袋一〇〇〇枚の必要性を進言し、大宰府が製作することになつてお、布製の武具も大宰府に依存していることが注目される。

(二〇)『続日本紀』天平十一年(七三九)六月癸未条には、国府の兵庫を白丁により守衛させる措置がみえる。また、火災・鳴動記事にも兵庫がみえ、甲斐国・美濃国・若狭国・美作国・壱岐島・因幡国・佐渡国・遠江国・隱岐国の事例が確認できる。郡の兵庫については、苦田郡(美作国)・養父郡(但馬国)・氣多郡(但馬国)・志摩郡(筑前国)・杵島郡(肥前国)の事例が確認できる。軍團の兵庫については、「養老令」軍防令の諸規定からうかがえる。

(二一)鞠智城跡からは鉄釘(一一点)が出土しているが、鞠智城内で製作されていたものが含まれているのかもしれない。なお、古代山城からは鍛冶炉・

轆羽口・鉄滓が出土しており、鍛冶施設の存在が想定される(岡山県教育委員会二〇一三・一五一頁)。

(二二)『類聚三代格』弘仁四年(八一三)八月九日太政官符を参照。

(二三)御笠団の団印(銅印)の出土により、大野城が所在する筑前国御笠郡に軍團が設置されていたことが知られる。また、基肄城と軍團の関係については、文献史料に基肄校尉が確認できる(『日本紀略』弘仁四年三月辛未条)。

(二四)天平宝字五年段階の邊要は、西海道全域(九国三島)とする觀念があつたことが指摘されている(仁藤二〇一四)。年料器仗制の場合、各国の財政力が重要なことから、西海道全域が対象とされていない。なお、大隅国・薩摩国・壱岐島・対馬島・多橿島は、財政が自立していないことにより除外されている(五十嵐二〇一四a)。

(二五)『続日本紀』靈亀元年(七一五)五月甲午条には「詔曰(中略)又五兵之用、自古尚矣。服強懷柔、咸因武德。今六道諸国、營造器仗、不甚牢固、臨事何用。自今以後、毎年貢様、巡察使出日、細為校勘焉。」

とあり、年料器仗の完成度が問題となつており、様を中央に貢進することにより検査を受けることになった。

(二六)【史料6】によると、年料器仗制は全六八国(うち計五七国)で施行され、甲「一七二領」・大刀「五三二口」・弓「一五九四張」・征箭「一七四七具」・胡籠「一七三七具」を製作する。特に、弓箭具は消耗品としての性格を持ち、量産性も高いことから数量も多くなっている。中央に貢進される様は、甲「四一領」・横刀「四五口」・弓「四五張」・征箭「四五張」・胡籠「四五具」となる。

(二七)律令制下における武具の名称は、律令・六国史・正税帳をはじめ、「國家珍宝帳」(光明皇后が聖武天皇の遺品を東大寺に献納した物品の目録)などから確認できる。以下に整理したように、年料器仗が基本装備に限定されていることが分かる。騎兵用の馬具については省略した。なお、防御具の甲冑については、冑・小具足も製作されていたのかには不明な点が多い(宮崎二〇一〇)。

#### 【兵員配備】

「防護具」冑(頭部)、短甲(胴丸式小札甲)、挂甲(両当式小札甲)、小具足(腕部・脚部・側胸部)

「攻撃具」大刀(近接武器)、槍・矛・鉄(長柄武器)、弓箭具(射撃武器)、携行型の弩(射撃武器)

#### 【部隊運用】

「攻撃具」設置型の弩(機械兵器)

「防護具」置楯(防護具)

「指揮具」大角・少角・鉦・鼓

「野営具」幕・釜など

(二八)「養老令」宮衛令四・開閉門条には、宮城の門を開閉する際には鼓を鳴らすことが規定されている。時刻を知らせる鼓は、漏刻鼓(『日本文德天皇実録』天安元年十月戊子条)などが確認できる。

(二九)『日本三代実録』貞觀八年(八六六)四月二十六日条「勅、修理漏魁之間、賜兵庫大鼓一面於陰陽寮。」

(三〇)「養老令」軍防令五四・置閥条「凡置閥應守固者、並置配兵士」、分番上下。其三閥者、設鼓吹・軍器、國司分當守固。所配兵士之數、依一別式。」

(三一)『類聚三代格』天長三年(八二六)十一月三日太政官符を参照。

(三二)『続日本紀』延暦八年(七八九)七月甲寅条を参照。

参考文献

赤司善彦 二〇一五「古代山城の建物—鞠智城と大野城・基肄城—」『鞠智城育委員会

東京シンポジウム「律令国家と西の護り、鞠智城」資料集』熊本県教育委員会

五十嵐基善 二〇一三「律令制下における軍隊編成に関する基礎的考察」『日本古代学』五 明治大学日本古代学教育・研究センター

五十嵐基善 二〇一四a「年料器仗制の軍事的意義について—除外の論理を中心として—」『日本古代学』六 明治大学日本古代学教育・研究センター

五十嵐基善 二〇一四b「新羅征討計画における軍事力動員の特質」『駿台史学』一五一 駿台史学会

五十嵐基善 二〇一五「西海道の軍事環境からみた鞠智城の機能」『鞠智城と古代社会』三 熊本県教育委員会

石松好雄 二〇〇七「大宰府と朝鮮式山城」『古代日本と朝鮮の都城』(中尾芳治ほか編著)ミネルヴァ書房

板楠和子 一九九九「律令国家の成立と展開」『熊本県の歴史』山川出版社  
井上和人 二〇一二「都城建設の時代—国土防衛と古代山城—」『古代山城築城と古代国家の形成—屋嶋城が築かれた時代を探る—』資料集』高松市教

木上辰雄 一九六七『正税帳の研究律令時代の地方政治』 塙書房

大高広和 二〇一三「八世紀西海道における对外防衛政策のあり方と朝鮮式山城」『鞠智城と古代社会』一 熊本県教育委員会

岡田茂弘 二〇一〇「古代山城としての鞠智城」『古代山城鞠智城を考える』(笛山晴生監修) 山川出版社

岡田茂弘 二〇一五「鞠智城と古代日本東西の城・柵」『鞠智城東京シンポジウム「律令国家と西の護り、鞠智城」資料集』熊本県教育委員会

岡安光彦 二〇〇八「白兵戦と日本考古学—二つの語解—」『王権と武器と信仰』(菅谷文則編) 同成社

岡山県教育委員会 二〇一三『史跡鬼城山—「甦る!古代吉備の国」謎の鬼城』城内確認調査』(岡山県埋蔵文化財発掘調査報告二三六)

柿沼亮介 二〇一四「朝鮮式山城の外交・防衛上の比較研究からみた鞠智城」『鞠智城と古代社会』二 熊本県教育委員会

加藤友康 二〇一五「平安期の鞠智城—九世紀(十世紀)の对外関係と『菊池城院』『菊池郡城院』—」『鞠智城東京シンポジウム「律令国家と西の護り、

木崎康弘 二〇一四「鞠智城選地論」覚書』『鞠智城跡II—論考編一』熊本県教育委員会

木村龍生 二〇一一「鞠智城跡の古墳時代後半の集落について」『熊本古

木村龍生 二〇一四 「鞠智城の役割に関する一考察—熊襲・隼人対策説への反論—」『鞠智城跡II—論考編一』 熊本県教育委員会

木本好信 二〇一一 『藤原仲麻呂率性は聰く敏くして』(ミネルヴァ日本評伝選) ミネルヴァ書房

清田美季 二〇一五 『八・九世紀における古代山城の展開と官衙・寺院』『鞠智城と古代社会』三 熊本県教育委員会

九州歴史資料館 二〇〇一 『大宰府政厅跡』 吉川弘文館

熊本県教育委員会 二〇一二 a 『鞠智城跡II—鞠智城跡第八〇三三次調査報告』(熊本県文化財調査報告二七六)

熊本県教育委員会 二〇一二 b 『鞠智城跡—平成五〇二十三年度鞠智城整備事業の報告』(熊本県文化財整備報告四)

倉住靖彦 一九八五 『古代の大宰府』(古代史研究選書) 吉川弘文館

小嶋 篤 二〇一四 a 『小郡官衙遺跡出土鉄鏃の研究』『九州歴史資料館研究論集』三九 九州歴史資料館

小嶋 篤 一九八五 b 『古代の兵器の蓄積過程』『古代武器研究』一〇 古代武器研究会

近藤好和 二〇一〇 『武具の日本史』(平凡社新書) 平凡社

坂本経堯 一九七九 『鞠智城址に擬せられる米原遺跡について』『肥後上代文化の研究』(坂本経堯先生著作集刊行会編) 肥後上代文化研究所・肥後考古学会 初出一九三七

笹山晴生 二〇一〇 『鞠智城と古代の西海道』『古代山城鞠智城を考える』(笹山晴生監修) 山川出版社

佐藤 信 二〇一〇 『古代史からみた鞠智城』『古代山城鞠智城を考える』(笹山晴生監修) 山川出版社

中村明藏 二〇〇一 『隼人の古代史』(平凡社新書) 平凡社

中村光一 一九九五 『令制下における武器生産について—延喜兵部式諸国器仗条を中心として—』『律令国家の地方支配』吉川弘文館

仁藤敦史 二〇一四 『弘仁格』からみた邊要國規定』『日本古代の国家と王權・社会』(吉村武彦編) 塙書房

西住欣一郎 二〇一五 『鞠智城跡出土の鍛冶関連遺物の考察—『同田貫(どうだぬき)』との関連について—』『鞠智城研究』創刊号 歴史公園鞠智城・温故創生館

西本哲也 二〇一五 『鞠智城と大宰府—古代の地方行政と西海道—』『鞠智城と古代社会』三 熊本県教育委員会

能登原孝道 二〇一四 『菊池川中流域の古代集落と鞠智城』『鞠智城跡II—論度の研究』 塙書房 初出一九八三

『九州歴史資料館研究論集』三七 九州歴史資料館

松本政春 二〇〇三 a 『延喜兵部省式諸国器仗条をめぐる諸問題』『奈良時代軍事制度の研究』 塙書房 初出一九八一

松本政春 二〇〇三 b 『西海道における諸国器仗制の成立』『奈良時代軍事制度の研究』 塙書房 初出一九八三

松川博一 二〇一二 『大宰府軍制の特質と展開—大宰府常備軍を中心にして—』

平川 南 二〇〇〇 『秋田城跡第七五次調査出土漆紙文書』『秋田城跡—平成十一年度秋田城跡調査概報』 秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所

吉川弘文館 初出一九七六

『九州歴史資料館研究論集』三七 九州歴史資料館

松本政春 二〇〇三 a 『延喜兵部省式諸国器仗条をめぐる諸問題』『奈良時代軍事制度の研究』 塙書房 初出一九八一

松本政春 二〇〇三 b 『西海道における諸国器仗制の成立』『奈良時代軍事制度の研究』 塙書房 初出一九八三

宮崎隆旨 二〇一〇 『わが国の律令制下における甲冑』『奈良甲冑師の研究』

吉川弘文館 初出一九〇六

向井一雄 二〇一四 『鞠智城の変遷』『鞠智城跡II—論考編二—』 熊本県教育委員会

美津島町教育委員会 二〇〇〇 『金田城跡』(美津島町文化財調査報告書九)

矢野裕介 二〇一四 『鞠智城跡・土壘の構築とその特徴』『鞠智城跡II—論考編一—』 熊本県教育委員会

山里純一 一九九一 『軍事関係費』『律令地方財政史の研究』 吉川弘文館 初出一九八一

下向井龍彦 一九八七 「日本律令軍制の基本構造」『史学研究』一七五 広島市史学研究会

新熊本市史編纂委員会 一九九八 『新熊本市史』通史編第一巻 熊本市

杉原敏之 二〇一一 『遠の朝廷・大宰府』(遺跡を学ぶ) 新泉社

鈴木拓也 二〇〇八 『蝦夷と東北戦争』(戦争の日本史) 吉川弘文館

鈴木拓也 二〇一〇 『軍制史からみた古代山城』『古代文化』六一—四 古代学協会

太宰府市史編集委員会 二〇〇五 『太宰府市史』通史編一 太宰府市

津野 仁 二〇一五 a 『西日本の鉄鏃』『日本古代の軍事武装と系譜』 吉川弘文館 初出一〇〇七

津野 仁 二〇一五 b 『弓の系譜』『日本古代の軍事武装と系譜』 吉川弘文館 初出一〇一〇

中村明藏 二〇〇一 『隼人の古代史』(平凡社新書) 平凡社

中村光一 一九九五 『令制下における武器生産について—延喜兵部式諸国器仗条を中心として—』『律令国家の地方支配』吉川弘文館

仁藤敦史 二〇一四 『弘仁格』からみた邊要國規定』『日本古代の国家と王權・社会』(吉村武彦編) 塙書房

西住欣一郎 二〇一五 『鞠智城跡出土の鍛冶関連遺物の考察—『同田貫(どうだぬき)』との関連について—』『鞠智城研究』創刊号 歴史公園鞠智城・温故創生館

西本哲也 二〇一五 『鞠智城と大宰府—古代の地方行政と西海道—』『鞠智城と古代社会』三 熊本県教育委員会

能登原孝道 二〇一四 『菊池川中流域の古代集落と鞠智城』『鞠智城跡II—論度の研究』 塙書房 初出一九八三

『九州歴史資料館研究論集』三七 九州歴史資料館

松本政春 二〇〇三 a 『延喜兵部省式諸国器仗条をめぐる諸問題』『奈良時代軍事制度の研究』 塙書房 初出一九八一

松本政春 二〇〇三 b 『西海道における諸国器仗制の成立』『奈良時代軍事制度の研究』 塙書房 初出一九八三

松川博一 二〇一二 『大宰府軍制の特質と展開—大宰府常備軍を中心にして—』

平川 南 二〇〇〇 『秋田城跡第七五次調査出土漆紙文書』『秋田城跡—平成十一年度秋田城跡調査概報』 秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所

吉川弘文館 初出一九七六

『九州歴史資料館研究論集』三七 九州歴史資料館

松本政春 二〇〇三 a 『延喜兵部省式諸国器仗条をめぐる諸問題』『奈良時代軍事制度の研究』 塙書房 初出一九八一

松本政春 二〇〇三 b 『西海道における諸国器仗制の成立』『奈良時代軍事制度の研究』 塙書房 初出一九八三

宮崎隆旨 二〇一〇 『わが国の律令制下における甲冑』『奈良甲冑師の研究』

吉川弘文館 初出一九〇六

向井一雄 二〇一四 『鞠智城の変遷』『鞠智城跡II—論考編二—』 熊本県教育委員会

美津島町教育委員会 二〇〇〇 『金田城跡』(美津島町文化財調査報告書九)

矢野裕介 二〇一四 『鞠智城跡・土壘の構築とその特徴』『鞠智城跡II—論考編一—』 熊本県教育委員会

山里純一 一九九一 『軍事関係費』『律令地方財政史の研究』 吉川弘文館 初出一九八一

向井一雄 二〇一四 『鞠智城の変遷』『鞠智城跡II—論考編二—』 熊本県教育委員会

美津島町教育委員会 二〇〇〇 『金田城跡』(美津島町文化財調査報告書九)

矢野裕介 二〇一四 『鞠智城跡・土壘の構築とその特徴』『鞠智城跡II—論考編一—』 熊本県教育委員会

山里純一 一九九一 『軍事関係費』『律令地方財政史の研究』 吉川弘文館 初出一九八一

向井一雄 二〇一四 『鞠智城の変遷』『鞠智城跡II—論考編二—』 熊本県教育委員会

美津島町教育委員会 二〇〇〇 『金田城跡』(美津島町文化財調査報告書九)

矢野裕介 二〇一四 『鞠智城跡・土壘の構築とその特徴』『鞠智城跡II—論考編一—』 熊本県教育委員会

山里純一 一九九一 『軍事関係費』『律令地方財政史の研究』 吉川弘文館 初出一九八一

## 挿図出典

第1図 熊本県教育委員会一〇一二 a (四九頁に加筆)

第2図 筆者作図

第3図 筆者作図

第4図 筆者作図